

令和5年7月6日
於
府中市役所

令和5年第4回

府中市教育委員会臨時会議事録

府中市教育委員会

令和5年第4回府中市教育委員会定例会議事録

- 1 開 会 令和5年7月6日(木)
午前8時50分
閉 会 令和5年7月6日(木)
午前9時02分
- 2 出席者
教育長 酒井 泰 委員 日野佳昭
委員 平原 保 委員 増渕達夫
委員 山下和則
- 3 欠席者
なし
- 4 出席説明員
教育部長 矢ヶ崎 幸 夫
教育部副参事兼指導室長
隅 田 登志意
教育総務課長 田 中 啓 信
教育総務課長補佐 若 山 貴
教育支援担当主幹 菅 原 尚 志
教育指導担当主幹 濱 田 昌 也
指導室長補佐 南 學 進
- 5 教育委員会事務局出席者
教育総務課主任 徳 永 昭 子

議 事 日 程

第1 議事録署名員指名について

第2 会期決定について

第3 議 案

第4 1号議案

府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に関する申出への同意について

第4 その他

午前8時50分開会

○教育長（酒井 泰君） ただいまより、令和5年第4回府中市教育委員会臨時会を開会いたします。

◇

○教育長（酒井 泰君） 日程第1、議事録署名員指名につきまして、本日の教育委員の議事録署名員は、日野委員にお願いいたします。

◇

○教育長（酒井 泰君） 日程第2、会期の決定でございますが、会期は本日1日といたします。

◇

◎第41号議案 府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に関する申出への同意について

○教育長（酒井 泰君） 日程第3、第41号議案の審議に入ります。議案の朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○教育長（酒井 泰君） 説明をお願いします。

○指導室長補佐（南學 進君） ただいま議題となりました第41号議案につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。議案書裏面をご覧ください。

府中市では、子どもの発達支援を担う中核的施設として、福祉と教育の各分野が連携し、一体的な相談・支援体制を構築した府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に向け、現在準備を進めている状況でございます。

当該施設の設置に関しまして、府中市長からは令和5年6月13日付で教育委員会に対する申出書が出されており、2枚目に添付資料としてお配りしております。

内容といたしましては、子どもや保護者への切れ目のない支援を行うに当たり、事務を円滑かつ効率的に遂行するため、教育相談や教育支援を含む形で、当該施設の機能を整理したい旨の申出でございます。

本申出を受けた今後の進め方といたしましては、この理念に賛同し、府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に際し、市とともに当該施設の相談・支援体制を構築するため、府中市長からの申出に同意すること、また、教育相談や教育支援の機能を整理するために必要な手続きを進めることについても併せて同意するものでございます。

次に、同意する内容につきましては、2点ございます。1点目は、当該施設における教育相談及び教育支援の実施、2点目は、当該施設の条例制定に伴う府中市立教育センター条例の改正です。なお、教育センター条例の改正の具体的な内容といたしましては、同条例において、現在、教育相談業務を教育センターで実施する業務と位置付けられているものを、新たに府中市で制定する条例において位置付けるために改正するものでございます。

最後に実施日につきましては、府中市児童発達支援センター（仮称）を設置する令和6年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（酒井 泰君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問はございますか。

○委員（平原 保君） 児童発達支援センターの機能の一つとして、教育支援と教育相談が含まれるという包含機能がありますが、もう少し広い意味ではほかの機能、大きく言えば発達支援ということがあると思いますが、具体的にどのような機能があるか教えていただけたらと思います。

○指導室長補佐（南學 進君） 今回、整備をする児童発達支援センターの主な機能といたしまして、全体的な総合相談という機能がございます。こちらにつきましては、子どもの発達や教育に関する様々な相談をまず受ける場というものでございます。総合相談を受けたのちに、その子どもに関する必要な支援を施設の中で議論をしたうえで、発達にかかる支援が必要であれば通園の療育支援や外来での療育、教育の支援が必要な場合には、教育センターから移管される教育支援や教育相談につなげることとなります。また施設内での支援以外の発達支援のひとつとして、保育所等を訪問して保育士など子どもに関わる皆さんへの支援や指導を行うというものがございます。発達、教育と福祉、様々な分野における相談・支援体制をこの児童発達支援センターが担っていくものでございます。

○教育委員（平原 保君） ありがとうございます。総合相談から段階的に進んでいって、教育とも連携していくということがわかりました。教育相談・教育支援は部署としては教育委員会になると思いますが、総合相談の窓口となる部署はどちらになるのでしょうか。

○指導室長補佐（南學 進君） 来年4月からの運営にあたりましては、福祉の分野につきましては、現在の組織名で申しあげますと、福祉保健部障害者福祉課が担当部署となります。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問ございますか。

○委員（日野佳昭君） 教育相談や教育支援はもともと児童発達支援センターで行うと認識していましたが、条例改正のために本日のような会議が必要だったということでしょうか。

それから、卒後の就職、就学ではなく就職あるいは作業所への入所など、卒後の支援については、どういう方針になるのでしょうか。

○指導室長補佐（南學 進君） 委員がおっしゃるように、当初から児童発達支援センターの整備にあたって、教育相談・教育支援を教育センターから移すという考え方は変わっておりません。それを行うにあたりまして、条例の改正を行う必要があり、市長部局に対する申出が必要ということがございまして、その手続きを今回させていただいているというところでございます。

続いて卒後の支援につきましては、児童発達支援センターでは0歳から18歳までが支援の対象となりますが、現状の心身障害者福祉センターはそのまま残りますので、その後につきましては、心身障害者福祉センターに引き継ぎをして支援していくということになります。

○委員（日野佳昭君） 将来にわたって切れ目なく支援することが一番必要ですから、いきなり向こうへということではなく、連携してつながっていく仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。以上です。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご質問ございますか。

○委員（増淵達夫君） 細かいことになってしまいますが、「児童発達支援センター」とある一方で説明文では「子ども」という言葉があり、この施設の対象者が誰なのかを改めて確認したいと思います。子ども基本法では年齢を定義していませんし、福祉系だと「児童」

を18歳未満としていたり、いろいろな定義があります。この文章は市長からの依頼文ですのでこれはこれでとは思いますが、対象者が誰なのかということを整理する意味で、教えていただきたいと思います。

○指導室長補佐（南學 進君） 「児童」や「子ども」という言葉の定義でございますが、当初、府中市で策定した児童発達支援センターの基本計画では、0歳から18歳未満で児童という言葉で定義づけていました。一方で教育側からの視点からすると、児童という言葉は小学生という意味合いもございます。現在はまだ仮称で「児童発達支援センター」という言葉が使われており、今後は「子ども」となっていくと思われそうですが、当初の計画どおり、0歳から18歳未満で支援を希望する方を対象としていくものでございます。

○委員（増淵達夫君） そうすると、0歳から18歳未満の市内在住の方が対象ということで、高校生や私立に通っている場合も含めてということよろしいでしょうか。

○指導室長補佐（南學 進君） おっしゃるとおり、0歳から18歳までの市内にお住まいの方と、また府中市への転居を予定されていてあらかじめ相談したい方も含め、府中市民の方と考えています。

○教育長（酒井 泰君） ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。

◇

◎その他

○教育長（酒井 泰君） 日程第4、その他ですが何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

◇

○教育長（酒井 泰君） それでは、これで、令和5年第4回府中市教育委員会臨時会を閉会いたします。

◇

午前9時02分閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証
するため、ここに署名する。

令和5年11月16日

府中市教育委員会教育長

酒井 泰

府中市教育委員会委員

日野 佳昭